

## 令和8年度第1回名古屋市バリアフリー庁内推進会議

日時：令和8年5月11日（月） 9時30分～

場所：本庁舎2階 特別会議室

- 1 令和7年度 バリアフリー整備相談支援事業 事業実績について（資料1） P 1
- 2 これまでの当事者参画の場での主な意見について（資料2） P 5
- 3 令和8年度 バリアフリー整備相談支援事業 事業計画について（資料3） P 8

### 《参考資料》

名古屋市バリアフリー庁内推進会議設置要綱

P10

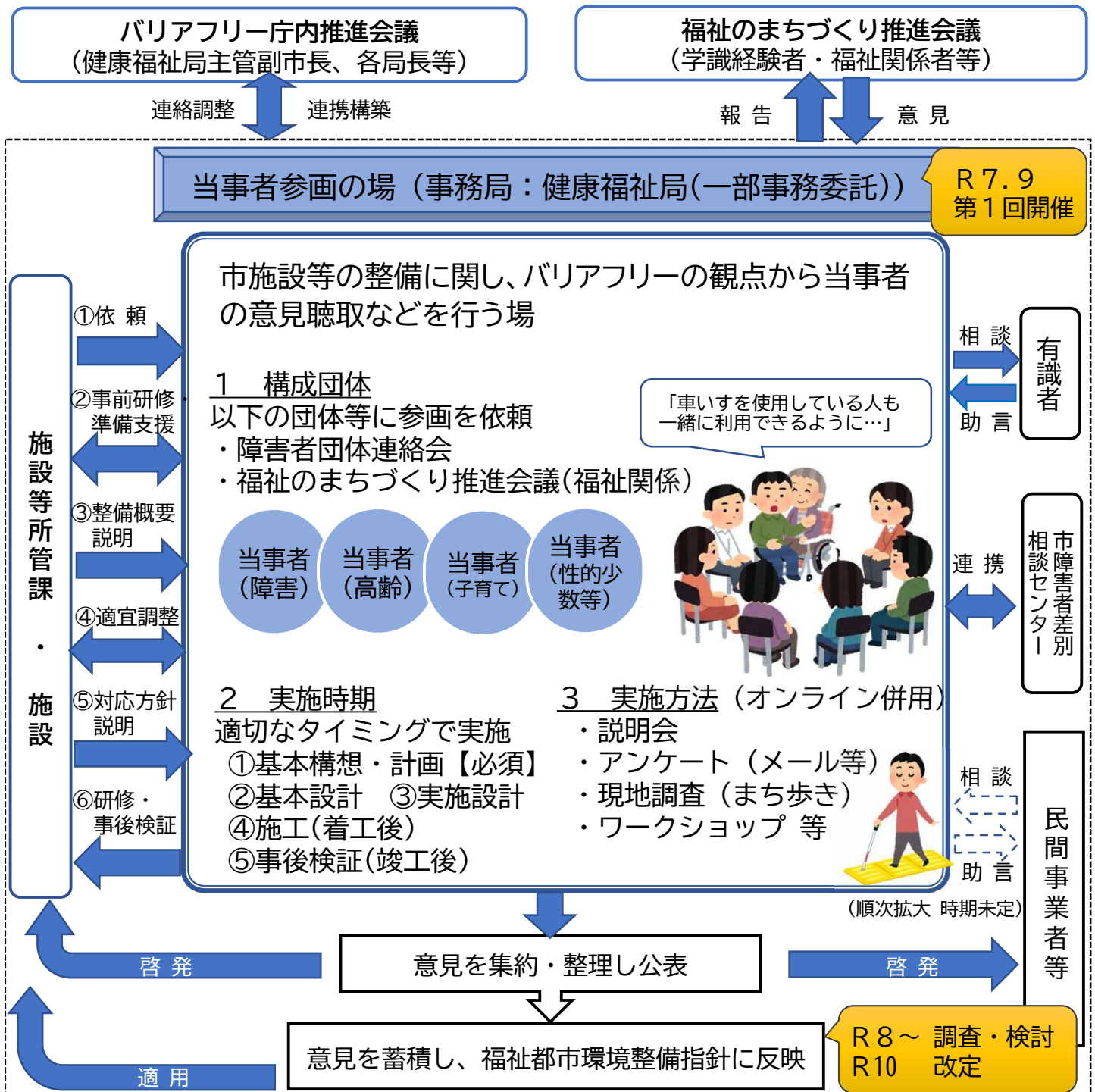
# バリアフリー整備相談支援事業

資料1-1

障害者や高齢者をはじめ配慮を必要とする当事者が市が行う施設整備に参画する場を設けることで、事業者や行政では気づけない使いやすさ等のニーズを施設整備へ反映させ、バリアフリーのまちづくりにつながる取組みを行う。(令和7年度事業開始)

## バリアフリー整備相談支援事業のイメージ

健康福祉局(=事務局)において当事者参画の場を設置し、市が行う施設整備への当事者意見を聴取するとともに、施設職員へのバリアフリーに関する研修や当事者意見を活用して民間への啓発を実施する。あわせて、意見を蓄積し、福祉都市環境整備指針への反映を検討する。





# 当事者参画の対象



## 1 要件

市施設等の整備のうち、以下のいずれかに該当するもの

(1)市が実施する施設等の整備のうち以下のいずれかに該当するもの

ア 公共建築物：特別特定建築物で床面積の合計が2,000㎡以上のものの  
新築、増築、改築、リニューアル改修等

### 【主な公共建築物の例】

特別特定建築物（床面積2,000㎡以上）	《当事者参画の対象》	約600施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>・会館ホール（公会堂、市民会館等）</li> <li>・文化教養施設（国際センター、市民ギャラリー等）</li> <li>・スポーツ施設（瑞穂運動場、総合体育館等）</li> <li>・障害者福祉施設（障害者スポーツセンター等）</li> <li>・博物館、美術館</li> <li>・庁舎（市役所、区役所等）</li> <li>・文化小劇場</li> <li>・生涯学習センター</li> <li>・スポーツセンター</li> <li>・小学校、中学校</li> </ul>		
特別特定建築物（床面積2,000㎡未満）	《一覽で情報提供》	約200施設
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域センター</li> <li>・地区会館</li> <li>・図書館</li> <li>・プール</li> <li>・児童館</li> <li>・福祉会館</li> </ul>		

※特別特定建築物への該当、床面積等は計画通知による最終判断が必要

イ 道路：特定道路の新設又は改築

ウ 公園：都市公園のうち、面積4ha以上の公園の新設又は移動等  
円滑化園路を含む大規模な再整備

エ 公共交通機関：特定旅客施設の新設又は大規模な改良

(2)施設等所管課が希望するもの

(3)事務局が特に必要と認めるもの(当事者の要望を踏まえて検討)

## 2 その他情報提供

小規模な公共建築物の整備等は一覽にして情報提供



### スケジュールのイメージ

	R7	R8	R9	R10	R11	R12
R7年度 24件	臨時 意見聴 取会 当事者 参画	設計 対応方針 説明	施工	研修	検証	
R8年度 27件予定		当事者 参画	設計 対応方針 説明	施工	研修	検証
以降			⋮			

## 1 令和7年度 バリアフリー整備相談支援事業 事業実績

## (1) 当事者参画の場 開催実績 (8回 計24案件)

月	案 件	実施方法	所 管
9月	㊦ 駅構内トイレのリニューアル	説明会	交通局 駅務課
	㊦ 駅のバリアフリー設備の充実 (点字ブロック、音響案内)	説明会	交通局 駅務課
	瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業	説明会 (対応方針)	スポーツ市民局 スポーツ施設課
	名古屋国際会議場大規模改修事業	説明会 (対応方針)	観光文化交流局 MICE推進課
	名古屋城天守閣整備事業における当事者参画によるバリアフリー検討の進め方	説明会 (その他)	観光文化交流局 名古屋城総合事務所
10月	金山駅周辺まちづくり	説明会	住宅都市局 まちづくり企画課
	アスナル金山エリアの再整備	説明会	住宅都市局 まちづくり企画課
	新たな劇場の整備 (市民会館の改築)	説明会	観光文化交流局 文化芸術推進課
	稲永公園 (南地区) 再整備事業	説明会	緑政土木局 緑地事業課
	農業文化園・戸田川緑地 (南地区) の再整備	説明会	緑政土木局 都市農業課・緑地利活用課
	㊦ 多目的休憩所 (名古屋城) の整備	説明会 (対応方針)	観光文化交流局 名古屋城総合事務所保存整備課
11月	㊦ 鶴舞公園子どもの広場トイレ新設	説明会	緑政土木局 緑地事業課
	名古屋城天守閣整備事業における当事者参画によるバリアフリー検討の進め方	説明会 (その他)	観光文化交流局 名古屋城総合事務所
12月	青少年宿泊センターリニューアル改修	現地調査	子ども青少年局 青少年家庭課
1月	緑寿荘のリニューアル改修	説明会	健康福祉局 介護保険課
	㊦ 地下鉄駅エレベーターの整備 (5駅分)	説明会	交通局 施設計画課
2月①	橘小学校等複合化整備事業	説明会 (対応方針)	教育委員会 教育環境整備課
	㊦ なごや人権センター (仮称) の整備について	説明会 (対応方針)	スポーツ市民局 人権施策推進課
2月②	㊦ 名古屋城天守閣整備事業	説明会	観光文化交流局 名古屋城総合事務所
3月	浮野小・平田小統合校の新築	説明会	教育委員会 教育環境整備課
	㊦ 鶴舞公園子ども広場トイレ新設	説明会 (対応方針)	緑政土木局 緑地事業課
	みどりが丘公園整備事業	説明会 (対応方針)	
	㊦ 押切公園再整備事業	説明会 (対応方針)	
	稲永公園 (南地区) の再整備事業	説明会 (対応方針)	

※案件名の前の㊦は、床面積等は要件に該当しないが施設等所管課の希望により案件としたもの

## (2) 施設等所管課向け事前説明会の開催

次年度に当事者参画の場の活用を予定している施設等所管課を対象に、当事者参画の場の概要や当事者の特性に関する説明会を開催

### ≪開催概要≫

令和7年10月21日（5局13人参加）

- ・事業及び当事者参画の場の概要
- ・実施の流れ
- ・当事者参画の場でよく出る意見
- ・説明資料作成にあたっての留意事項 等

令和7年12月17日（4局6人参加）

- ・あいさポーター養成研修

## (3) 市が行う施設整備に係るバリアフリー化に関する相談対応

施設等所管課からの施設整備に係るバリアフリー化に関する相談に随時対応

令和7年度実績 33件


### ≪相談例≫

- ・視覚障害者誘導用ブロックの敷設について
- ・スロープへの手すりの設置について
- ・バリアフリースイレ内の設備について

## 2 これまでの当事者参画の場での主な意見

場面	対象	意見	指針※
公共交通機関	視覚	駅のプラットホーム上で階段の位置を知らせる音響案内（鳥の鳴き声）について、わかりやすい音にして欲しい →国指針では鳥の鳴き声となっているが、鳥の鳴き声では周囲の音に紛れてしまうとの意見であったため、当事者団体との間でわかりやすい音となるよう調整	—
階段	聴覚	足音が聞こえにくいので、折り返し階段の踊り場には、ミラーを設置する等により向かってくる人がわかるようにして欲しい	○
トイレ	—	バリアフリートイレには、介助を要する大人が着替え、おむつ交換、排泄等ができるように、大型ベッドを設置して欲しい	○ 2000㎡ 以上標準
	視覚	バリアフリートイレ内の設備の位置を把握するための音声案内を設置して欲しい	—
	知的	バリアフリートイレには、介助・同伴利用のためのカーテンを設置して欲しい →当初の計画では、トイレ入り口付近にカーテンを設置することとしていたが、当事者との対話の中で、排泄中に本人あるいは介助・同伴者からの視線を遮る目的であることがわかり、便器を囲うように設置するよう調整	—



トイレ	聴覚	トイレの個室に外の非常事態を知らせるための光警報装置を設置して欲しい	○
エレベーター	車いす	エレベーターの出入口は車いすが出入りしやすいよう袖壁がないものにして欲しい  →出入口に袖壁がなければ、車いす利用者がスムーズに出入り可能となるため設計段階で検討	—
			
エレベーター	聴覚	エレベーター故障時に外部と連絡がとれるよう、モニターを設置する等外部と連絡がとれる手段を確保して欲しい	○
多目的室	発達・知的・精神等	パニックになった場合などに落ち着くためのカームダウンスペースを設置してほしい	○
公共建築物	—	皆が一緒にその施設を楽しむことができるよう同じルートで目的地にたどり着けるようにして欲しい	—

※ 福祉都市環境整備指針の基準の適用方法

○：整備や配慮をしていくことが望ましい内容、—：基準なし

《参考：カームダウンスペース》

- ・「カームダウン」はパニックになった人などを落ち着かせること
- ・カームダウンのできるスペースとしては、周りの音や視線などから避けられる他とは区画した部屋を設置することとなるが、専用の部屋がない場合でも、空いている部屋や他に利用できる部屋（多目的室など）を利用する方法もある。（パニックになった人が落ち着けるように、周りの音や視線などが気にならないような配慮も必要となる。）
- ・福祉都市環境整備指針では、授乳室やおむつ交換場所とは別に、気分がすぐれなくなったときやパニックになった人などを落ち着かせる（カームダウンの）ための多目的室を設けることが望ましい（ベッドがあるとより望ましい。）としている。

< 設置例 >



瑞穂公園陸上競技場

< 表示例 >



総合体育館

## 3 令和8年度 バリアフリー整備相談支援事業 事業計画

## (1) 当事者参画の場 開催計画 (14回 計27案件)

月	案 件	実施方法	所 管
4月	(希)福祉会館(名東始め4館)および児童館(名東始め3館)リニューアル改修工事	説明会	健康福祉局高齢福祉課・子ども青少年局青少年家庭課
5月	(希)名古屋城天守閣整備事業	説明会	観光文化交流局 名古屋城総合事務所保存整備課
6月	名古屋市国際展示場第2展示館改築事業	説明会	観光文化交流局 MICE推進課
	生涯学習センター(中生涯学習センターを除く)のリニューアル改修	説明会	教育委員会 生涯学習課
	久屋大通(南エリア)の再整備	説明会	住宅都市局 都心まちづくり課
7月	スポーツ医科学拠点施設(仮)の新築	説明会	スポーツ市民局 スポーツ振興課
	(希)都福祉会館等改築工事	説明会	健康福祉局高齢福祉課
	(希)駅構内トイレのリニューアル	説明会 (対応方針)	交通局 駅務課
	(希)駅のバリアフリー設備の充実(点字ブロック、音響案内)	説明会 (対応方針)	交通局 駅務課
8月 ①	(希)名古屋城天守閣整備事業	説明会	観光文化交流局 名古屋城総合事務所保存整備課
8月 ②	日光川公園整備運営事業	説明会	緑政土木局 緑地利活用課
	(希)福祉会館(名東始め4館)および児童館(名東始め3館)リニューアル改修工事	説明会 (対応方針)	健康福祉局高齢福祉課・子ども青少年局青少年家庭課
	青少年宿泊センターリニューアル改修	説明会 (対応方針)	子ども青少年局 青少年家庭課
9月	(希)星ヶ丘図書館(仮称)の整備	説明会	教育委員会 生涯学習課・鶴舞中央図書館
	白水小始め3校統合に伴う改築工事	説明会	教育委員会 教育環境整備課
10月	港防災センターの移転改築	説明会	防災危機管理局 防災企画課
	(希)都福祉会館等改築工事	説明会 (対応方針)	健康福祉局高齢福祉課
11月	(希)名古屋城天守閣整備事業	説明会	観光文化交流局 名古屋城総合事務所保存整備課
12月	名古屋市国際展示場第2展示館改築事業	説明会	観光文化交流局 MICE推進課
	(希)地下鉄駅エレベーターの整備	説明会	交通局 施設計画課

1月 ①	東山動植物園北園門前駐車場拡張整備工事	説明会	緑政土木局 東山総合公園再生整備課
	(希)とだがわこどもランドの屋外遊具等リ ニューアル改修	説明会	子ども青少年局 青少年家庭課
1月 ②	福祉都市環境整備指針の改定	説明会	健康福祉局 地域共生推進課
2月	(希)名古屋城天守閣整備事業	説明会	観光文化交流局 名古屋城総合事務所保存整備課
3月	瑞穂公園広場及び地下駐車場整備事業	説明会	スポーツ市民局 スポーツ施設課
	農業文化園・戸田川緑地（南地区）の再整 備	説明会 (対応方針)	緑政土木局 都市農業課・緑地利活用課
	港防災センターの移転改築	説明会 (対応方針)	防災危機管理局 防災企画課

※令和8年4月22日時点

※案件名の前の(希)は、床面積等は要件に該当しないが施設等所管課の希望により案件としたもの

## (2) 施設等所管課向け事前説明会の開催

当事者参画の場の活用を予定している施設等所管課を対象に、当事者参画の場の概要や当事者の特性に関する説明会を開催

4月6日 令和8年度当事者参画予定所管課に対し開催（7局18人参加）  
10月頃 令和9年度 //

## (3) 施設職員向け研修等

当事者参画の場を活用して施設整備を行った施設の職員にソフト面での対応に関する研修を開催するとともにより良い整備に向けた検証を実施

令和9年度以降の実施に向け、研修等の内容を検討

## (4) 市が行う施設整備に係るバリアフリー化に関する相談対応

施設等所管課や施設等所管課から業務を委託された者からの施設整備に係るバリアフリー化に関する相談に随時対応

## 名古屋市バリアフリー庁内推進会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 障害者や高齢者をはじめ、すべての市民が安心して快適に暮らせる「人にやさしいまち名古屋」を実現するため、本市施設等のバリアフリーの推進を図ることを目的として、名古屋市バリアフリー庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 庁内におけるバリアフリーの推進に必要な連絡調整及び関係部署の連携に関すること
- (2) その他バリアフリーの推進に関すること

### (組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。  
2 推進会議に会長を置き、健康福祉局主管副市長をもって充てる。

### (会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

### (幹事会)

第5条 各局区室内でのバリアフリーの推進を図るため、推進会議に幹事会を置く。  
2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。  
3 幹事会に幹事長を置き、健康福祉局地域共生推進部担当課長（バリアフリー整備に係る企画調整）をもって充てる。  
4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

### (プロジェクトチーム)

第6条 推進会議には、必要に応じ、推進会議の所掌事項を検討するプロジェクトチームを置くことができるものとする。

### (庶務)

第7条 推進会議の庶務は、健康福祉局地域共生推進部地域共生推進課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和6年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1

会計室長
防災危機管理局長
市長室長
総務局長
財政局長
スポーツ市民局長
経済局長
観光文化交流局長
環境局長
健康福祉局長
子ども青少年局長
住宅都市局長
緑政土木局長
上下水道局長
交通局長
消防局長
選挙管理委員会事務局長
監査事務局長
人事委員会事務局長
教育長
市会事務局長
中村区長
中区長

別表2

会計室次長
防災危機管理局総務課長
市長室次長
総務局総務課長
財政局総務課長
スポーツ市民局総務課長
経済局産業労働部産業企画課長
観光文化交流局担当課長（企画調整）
環境局総務課長
健康福祉局総務課長
子ども青少年局企画経理課長
住宅都市局担当課長（企画調整）
緑政土木局担当課長（企画調整）
上下水道局経営本部企画経理部経営企画課長
交通局営業本部企画財務部担当課長（企画調整）
消防局総務部施設課長
選挙管理委員会事務局次長
監査事務局管理課長
人事委員会事務局次長
教育委員会事務局総務部企画経理課長
市会事務局総務課長
中村区区政部企画経理課長
中区区政部企画経理課長